

女性加害者が犯す殺人に関する文献研究：ストレスへの対処と地域社会での予防に向けて

オルランド, ヤコボ
九州大学大学院人間環境学府

吉岡, 久美子
福岡大学人文学部

<https://doi.org/10.15017/7169356>

出版情報：九州大学心理学研究. 25, pp.31-38, 2024-02-26. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



女性加害者が犯す殺人に関する文献研究： ストレスへの対処と地域社会での予防に向けて

オルランド ヤコボ 九州大学大学院人間環境学府
吉岡 久美子 福岡大学人文学部

Literature Review on Homicides Committed by Female Perpetrators: Toward Coping with Stress and Prevention in the Community

Jacopo Orlando (*Graduate School of Human Environment Studies, Kyushu University*)

Kumiko Yoshioka (*Faculty of Humanities, Fukuoka University*)

The objective of this study was to find a method to prevent homicide committed by female based on a welfare and psychological perspective within the local community. This study conducted analysis of the crime statistics data from the National Police Agency and literature review on the characteristics and causes of homicides. As a result, it was found that female ratio for homicide offenses is growing, and relatives are more likely to be victims. Additionally, since the background of female murdering their relatives involves various psychological stress, it was suggested that preventive methods for stress should be enhanced in accordance with the individual circumstances. For female filicide, the reduction of child-raising anxiety and social isolation is necessary. It was considered that women tend to kill their husbands or parents due to the stress of getting abused by them. Therefore, preventive methods to transform the environment in which women live is required. In the future, it may be necessary to construct a social network to realize the proposed prevention method and to conduct research to identify factors that promote or inhibit such a network, as well as to conduct research from the perspective of perpetrators' rehabilitation.

Key Words: Female Perpetrators, Homicides, Stress, Methods of preventing, Literature Review

問題と目的

まず、警察庁刑事局捜査支援分析管理官の犯罪統計資料（警察庁、2023）によると、2022年1～12月の刑法犯総数は601,331件であり、2018年の817,338件に比べ全体的な減少傾向にある。また、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつを含む重要犯罪も犯罪統計資料（警察庁、2023）で示されているよう、2018年には10,544件だったものが、2023年には9,535件となっているため、減少傾向にある。

次に、犯罪白書（法務省総合研究所、2013）では、一般刑法犯における女性の検挙人員の比率は2005年から減少し、2012年には21.0%となっており、男性に比べて女性が罪を犯すことは少ないことが示された。しかし、Schneider (1986) は女性が男性より罪を犯すことが少ないと示しつつも、女性犯罪には女性特有の犯罪暗数が存在し、女性犯罪が親密な社会空間の中で行われることゆえに発覚しにくいと論じた。また、中谷 (1987) は犯罪（刑法犯のみ）で最も女性比が高い犯罪は窃盗、次いで殺人であることを報告した。さらに、女性犯罪の窃盗は男性犯罪に比べ些細なもの（万引き）が多くを占め

ていることも示した。そのため、窃盗に比べ実数は少ないものの、女性比が窃盗に次いで高い重要犯罪に含まれる女性加害者が犯す“殺人”に働きかけることは重要であると考えられる。

なお、田中ら (2016) は犯罪心理学研究誌に掲載された論文の中で、女性の犯罪に焦点をあてたものは2%程度であることを報告した。また、女性に焦点を当てた犯罪研究の多くは、女性犯罪の希少性を実証する研究や女性の社会的地位を考慮した研究が多く、女性犯罪の予防をどのようにしていくのかといった研究はほぼ見受けられない（小長井、1985 以外）。

そこで、本研究では女性を中心に据えた女性犯罪、特に女性加害者の犯す“殺人”に関する地域社会内での福祉的・心理的な視点に基づいた予防法を考えることを目的とする。なお、Brenner et al. (2012) は、女性が犯罪に至る過程は女性特有のリスク（例えば子育てのストレス、自己効力感の低さ、薬物の使用など）が絡み合ったものであり、男性が犯罪に至るプロセスとは質的に異なると示した。そのため、本研究では女性殺人の統計データなどの量的推移の把握（Ⅰ．犯罪統計資料分析）だけでなく、男性犯罪との比較を通して浮かび上がる女性殺

人の特徴や原因・動機などといった質的な事柄を概観した上で、女性を中心に据えた予防法の提案をする（Ⅱ．文献レビュー）。

I. 犯罪統計資料分析

方法

女性殺人の統計データの量的推移を把握するために、主に警察庁の犯罪統計資料を分析した。その際、近年（2015 年以降）の女性殺人の量的推移を把握することを目的に、2003 年～2023 年に発表された犯罪統計資料を使用した。

結果

まず、犯罪統計資料（警察庁、2003；2005；2016；2017；2020；2021；2023）によれば、男女全体の殺人認知件数は1998 年から2014 年までは2013 年の938 件を除き、年間1000 件以上であり、2015 年以降は1000 件以下であった。しかし、2015 年以降の数値を具体的に概観すると、2015 年は933 件、2016 年は895 件、2017 年は920 件、2018 年は915 件、2019 年は950 件、2020 年は929 件、2021 年は874 件、2022 年は853 件であった（Table 1）。

次に、女性だけに限定した殺人における検挙人数は、犯罪統計資料（警察庁、2017；2019；2021；2023）で示されているよう、2015 年は男女合計913 人に対して213 人、2016 年は男女合計816 人に対して224 人、2017 年は男女合計874 人に対して211 人、2018 年は男女合計836 人に対して215 人、2019 年は男女合計924 人に対して243 人、2020 年は男女合計878 人に対して210 人、

2021 年は男女合計848 人に対して184 人、2022 年は男女合計785 人に対して199 人であった（Table 1）。なお、上記の女性検挙人数から男女の構成比を算出したところ、2015 年の女性比は23.3％、2016 年は27.5％、2017 年は24.1％、2018 年は25.7％、2019 年は26.3％、2020 年は23.9％、2021 年は21.7％、2022 年は25.4％であった（Table 1）。

さらに、犯罪統計資料（警察庁、2017；2019；2021；2023）によれば、近年の殺人における女性検挙者の年代別構成比はTable 2 の通りに推移しており、最も多い年齢層が年によって変化していた（Table 1）。

考察

2015 年以降、男女全体の殺人認知件数は、増減を繰り返しながらも全体的な減少傾向にあったことが窺われる。また、女性に限定した殺人における検挙人数は、男女全体の殺人認知件数の増減に伴っていたと考えられる。

法務総合研究所（2012）は、1980 年から2010 年までの殺人における検挙人数と女性比を調査しており、女性検挙数はピークであった1982 年の362 人以降減少傾向にあり、1988 年以降は200 人台で推移しており、女性比が16～24％台で推移していたことを示した。本研究では2015 年以降、既述したように男女全体の殺人認知件数の増減に伴い、女性検挙人数も増減をしていたと考えられたが、2021 年以降の女性検挙者は200 人以下を推移していたにも関わらず、女性比は20％以上であり、かつ2016 年、2018 年、2019 年、2022 年においては25％以上を推移しており、女性比は増加傾向にあると推察される。

Table 1
女性殺人の犯罪統計資料分析に関する一覧

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
男女全体の殺人認知件数	933 件	895 件	920 件	915 件	950 件	929 年	874 件	853 件
女性の殺人検挙人数	213 人	224 人	211 人	215 人	243 人	210 人	184 人	199 人
女性の殺人検挙比	23.3%	27.5%	24.1%	25.7%	26.3%	23.9%	21.7%	25.4%
女性検挙者年齢（最頻値）	30-39 歳	40-49 歳	30-39 歳	40-49 歳	40-49 歳	30-39 歳	20-29 歳	20-29 歳

Table 2
殺人における女性検挙者の年代別構成

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
14～19 歳	5 人	12 人	8 人	11 人	14 人	6 人	9 人	17 人
20～29 歳	34 人	40 人	34 人	38 人	32 人	42 人	44 人	45 人
30～39 歳	58 人	56 人	55 人	43 人	60 人	49 人	39 人	44 人
40～49 歳	55 人	60 人	47 人	56 人	63 人	40 人	41 人	33 人
50～59 歳	19 人	22 人	24 人	29 人	29 人	31 人	24 人	28 人
60～69 歳	17 人	19 人	21 人	19 人	20 人	19 人	11 人	15 人
70～79 歳	20 人	12 人	15 人	15 人	21 人	19 人	11 人	10 人
80 歳以上	5 人	3 人	7 人	4 人	4 人	4 人	5 人	7 人

なお、2015～2020年の殺人における女性検挙者の年齢は30～39歳もしくは40～49歳が最も多かったが、2021年以降20～29歳が最も多くなっており、女性殺人の若年化が懸念される。

以上より、現代の日本における女性殺人は、女性比が増加傾向にあるとともに、検挙者は若年化が懸念されるため、女性殺人の予防法を考えることは喫緊の課題であろう。なお、犯罪統計資料では明らかにならなかったが、男性殺人に比し女性殺人の被害者の特徴として、岩井・渡辺（2008）は、1989～2002年における女性殺人の被害者の割合は実子が39.0%、夫・愛人・恋人が37.6%、実父母・義父母が6.8%、その他親族が4.5%、親族知人等が12.1%であったことを示した。そのため、女性の予防法を考える際、上記で示した量的推移のみならず、男性比較を通して浮かび上がる女性殺人の特徴や原因・動機などといった質的な事柄を概観する必要があると考えられる。

II. 文献レビュー

方法

本研究では、幅広い文献を概観することを主眼とし、テーマに係る文献について、「女性」、「殺人」、「犯罪」をキーワードとして検索した文献を対象とした。なお、文献の適格性は①女性が犯す殺人を対象とした研究であること、②出版された学術論文であること、また公的機関によって監修された文献であることとした。併せて、除外基準は①本文が入手できない研究、②女性殺人と女性犯罪を混せて分析している研究とした。また、上記の過程で導き出された先行研究の引用文献も、同様の適格性と除外基準を通過する限り、情報ソースとして用いた。その結果、11件の文献を蒐集した。なお、検索ツールとしては「CiNii」と「Google Scholar」を用いた。

結果

(1) 男性比較から浮かび上がる女性殺人の特徴

まず、女性殺人の特徴の1つは中谷（1976）が「女性犯罪の特色の1つは被害者を身近に求め（る）」（46頁）と示したよう、被害者の特性である。Wolfgang（1958）は、女性の殺人の被害者は家族関係者（51.9%）や情夫（20.9%）であるとし、被害者が家族や愛人などの加害者と濃い関係にある者が多いことを示した。日本に限っては、中谷（1987）が「圧倒的に多いのは実子で（中略）62%を占めている。次いで多いのは夫や愛人で併せて22%、さらに、親や親族（6.5%）となり、これら併せて被害者中の約90%が、同居家族の中にいる」（239頁）と示しており、加害者と濃い関係にある者の割合が非常に高いことを報告した。また、松下（2006）も「男性で

は、親・配偶者・子といった近親者が被害者となる事例が全体の約4割、友人・知人が約3割、無関係者が約2割であったが、女性では、親・配偶者・子といった近親者が被害者となる事例が全体の約9割を超え、特徴的である」（153, 154頁）と示しており、被害者が加害者と濃い関係にある者の割合が非常に高いことを報告した。なお、内山（2015）は近年、育児ノイローゼなどによる子殺しや夫殺し、子への虐待が急増していると論じており、加害者と濃い関係にある者の中でも子と夫が被害者になりやすいことを示した。

次に、女性殺人のもう1つの特徴は、加害者の精神疾患の割合である。松下（2006）は、親・配偶者・子といった被害者が加害者と濃い関係にある女性殺人の事例に限定し、男女別に障害名別の内訳を作成した。その結果、男女ともに統合失調症の占める割合が最も高かったが、女性の場合、統合失調症と僅差で躁うつ病の占める割合も全体の3割と非常に高かったことを報告した。また、躁うつ病の占める割合が多い事例は子殺しであり、男性が1例に対して女性は16例であることも示した。

以上、女性と男性の殺人の比較を通して、女性殺人では被害者が加害者と濃い関係にある者が多く、子殺しと夫殺しが多く、加害者の躁うつ病率が高いといったことが特徴であると明らかになった。なお、広瀬（1952）は男性が容易に他へ転移できるような家庭内の葛藤を、女性はその葛藤を引き起こす家庭・日常生活に向き合わねばならず、その葛藤が蓄積されていく女性固有の狭い人間関係の破綻から女性犯罪は引き起こされることが多いと論じた。そのため、女性殺人は女性犯罪と共通する面を有しており、家庭内での積み重なる葛藤が殺人という行為に至ると考えられる。

(2) 分類

(1)の男性との比較から浮かび上がる特徴から示されたように、女性殺人では子や夫などの加害者と濃い関係にある者が被害者になることが多かった。そのため、以下では殺人事件を被害者の立場に沿って分類した中谷（1987）の女性殺人の分類（子殺し、夫・愛人殺し、親・親族殺し）を提示し、被害者や加害者の特徴を述べる。子殺しは、出産直後の嬰兒から20歳を過ぎた大人までも含むため、被害者となる子の年齢の幅が広い。そのため、子殺しのみ子の年齢と原因・動機を併せてさらに7つの型に分類される。

婚外型（非嫡出子殺）は、未婚の女性がまた既婚であっても、夫以外の男性と子を妊娠し、世間体を恥じ、妊娠・出産の発覚を恐れて、生まれたばかりの子を殺害するといったものである。不要の子型（嫡出子殺）は、望んでいないが妊娠した子の中絶費がなかったり、時期を逃したりしたために、出産し生まれたばかりの子をや

むを得ず殺害するといったものである。上記の2つの型は、人工妊娠中絶の延長として考えられており、いわゆる嬰兒殺のことである。育児ノイローゼ型は、乳幼児期の子を育てている養育者（母親）が、子の日常とは違った状態をきっかけとして、子が不治の病ではないか不安に陥り、子と自分の将来に希望が持たなくなってしまう結果、子育て自体が煩わしくなり子を殺害するといったものである。この型の背景には、養育者（母親）の社会的孤立が関係しているとされる。子の病氣悲観型は、子が癌などの病気を患ったり、先天性心身疾患であったりするため、子の将来を案じ、その子を悲観して、子を殺害する型である。子の年齢は生後数月から成人後までに及び、精神的・身体的に疲労し、子の殺害に至ることもある。心中道連れ型は、夫の家族・家庭への無関心、浮気や暴力などによる精神的疲労からくる生活苦や夫の失業などによる経済的貧困からくる生活苦のため子と一緒に無理心中を測るために、子を殺害するといったものである。子の年齢は乳幼児期から小学校低学年くらいとされる。この型の背景としては、夫の無関心・浮気・乱暴等による積極的・消極的家庭破壊がみられ、夫婦間の不和、家庭内の不和のしわ寄せの結果、子が被害者となる。子の行状悲観型は、子が非行・犯罪を繰り返す、家族の者に暴力を振るうなどといった問題傾向を持っている末、母親が身体的にも精神的にも疲れ果てて子を殺害するといったものである。子の年齢は中学生以上から成人にまで及ぶとされる。7つ目の型は、長期間にわたり、親が厳しい体罰を与え続けることにより、死に至らせる型であり、被害者は就学前の子が多いとされる。

夫・愛人殺しは、夫や愛人が被害者となった場合、被害者の主な行動特徴として暴力を振るう、酒を飲んで暴れるなど暴力傾向のある者、浮気・女遊びなど夫婦間に愛情の綻れが見られる者、事業の失敗や失業、賭け事に夢中になり家の金を持ち出すなど経済的困窮状態にある者などが挙げられる。また、高齢化社会を反映している看病疲れで殺害に至るなどの新しい型も増えている。

親・親族殺しは、基本的に親殺し型と親族殺し型の2つの型に分類することができる。親殺し型は、被害者となる親が加害者である子に対する暴言・暴力などにより、日常生活において加害的に振舞っていたものと、被害者となる親に直接的な要因はないものの、子が非行・犯罪を繰り返すなどの行動特性を持ち、親がその犠牲になるといったものがある。しかし、加害者が女性である場合は前者が多いとされる。親族殺し型には、親・子・夫（愛人）といった濃い関係にある者以外の孫殺しや親族（兄弟、姉妹）殺しなどがあり、被害者の範囲が拡大化する。

(3) 原因

(2)の分類では、殺人事件を被害者の立場に沿って分類した中谷（1987）の女性殺人の分類（子殺し、夫・愛人殺し、親・親族殺し）を提示し、被害者や加害者の特徴を記載した。以下では、各分類に沿った女性殺人の原因を記載する。

中谷（1987）は、婚外子型（非嫡出子殺）と不要の子型（嫡出子殺）の原因を経済的困難さや望まない妊娠であることが主な原因であると論じた。法務省（1974）は、出産中または出産後24時間以内に嬰兒を殺害した嬰兒殺群と出産後1日を超え1年未満の乳児を殺害した乳幼児殺群の殺害動機を調査した。その結果、前者は世間体を恥じること（36%）や貧困（22%）などを動機としており、後者はノイローゼ（30%）や家庭不和（22%）などを動機として殺害に至ったことを報告した。また、後者に関しては、出産後の育児や家庭生活での精神的葛藤に起因する親子心中または心中崩れの事件が48%を占めていることも報告した。岩井・渡邊（2008）は少子化の影響や避妊技術の進歩により、嬰兒殺数は極端に減少していると論じた。つまり、経済的困難さや望まない妊娠も原因ではあるが、子育てや家庭不和からもたらされるストレスも重要な原因であると考えられる。

育児ノイローゼ型、子どもの病氣悲観型、心中道連れ型、子どもの行状悲観型の原因を中谷（1987）は、子どもの特徴（日常と異なる態度、持病、非行など）や夫の特徴（無関心や浮気・暴力などの生活苦など）からくる不安による子育てが煩わしくなることや、身体のみならず、精神的に疲れ果てることが主な原因であると論じた。また、中谷（1987）は上記4つの型にみられる特徴として、「乳幼児期の子どもを育てるのは女性の役割とされ、母親はどんなに困難な事態が生じて、ひとりで相談できる人もいないままに子どもを育てていかねばならないことが多い」（270, 271頁）とし、その原因を核家族化や都市化に求め、人間付き合ひの希薄化が子育てを難しいものにすると示した。佐藤（1977）も「地域社会からも、親類からも、夫からも孤立し、ひたすら子どもとだけ向き合ってしまう」（102頁）といった社会的な孤立が母子一体性に加わった時、非常に危険なものになることを示した。つまり、子育てに対する心理的なストレスが子殺しでは大きな要因とはなるが、それらの背景には誰かに頼ることのできない、社会的孤立や夫の無関心・浮気・暴力などのような状況があると考えられる。

子殺しにおける7つの目の型は、児童虐待死にあたり、中谷（1987）は長期間にわたる子どもが夜泣きをしたり、失禁したりしたときなどに起こると論じた。社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の「子ども虐待による死亡事例等の県境結果等について」（2018）では、子どもの死因となった虐待の類

型は2016年には身体的虐待が55.1%、次いでネグレクトが38.8%であるとし、子を3歳以上に限定すると身体的虐待が71.4%であり、実母が加害者となる割合が約6～8割であることが指摘された。なお、心中による虐待死における加害者の動機としては「精神疾患、精神不安」が53.6%、次いで「育児不安や育児負担感」が14.3%であり、養育者（実母）の心理的・精神的問題では「うつ状態」が27.8%、次いで「精神疾患（医師の診断によるもの）」が22.2%であった。また、心中以外の虐待死における加害者の動機は「保護を怠ったことによる死亡」、「子どもの存在拒否・否定」、「しつけのつもり」、「なきやまないことにいらだったため」が大半を占めており、養育者（実母）の心理的・精神的問題では「育児不安」が20.4%と最も多い結果となった。つまり、心中また心中以外のどちらにおいても、子育てに対する不安などのストレス体験は子殺しの背景にある児童虐待の原因となると考えられる。

以上、子殺しでは子育ての難しさやそれからもたらされる身体的・精神的な疲労感、それらを導く社会的孤立が関連していることが考えられる。

夫・愛人殺しの原因として、中谷（1987）は一時的な情緒的变化（憤怒、嫉妬など）が自己を束縛してきた夫や愛人からの解放を求めて殺害に至ると示した。しかし、中谷（1987）はその背景には加害者の長期間に渡る、被害者の行動に悩まされ、離婚しようと思っても相手がそれに応じず、些細な口論がきっかけとなると示した。内山（2015）も夫殺しに関して「多くは家庭内暴力（中略）などで苦しめられ、『もうどうしようもできない』と思い込んだ末の殺人の場合が多い」（69頁）と示しており、心理的に追い詰められた結果と論じた。なお、男女間における暴力に関する調査を行った内閣府（2009）は、配偶者から何らかの被害を受けた34.8%の女性は怪我をしたり、精神的に不調をきたしたりしたことがあるとし、被害を受けていない女性の割合である11.6%よりも高いことを報告した。そのため、夫・愛人殺しでは、一時的な情緒的变化により殺害に至ったとしても、背景にはDVなどのストレス体験が関連することが考えられる。

親・親族殺しの原因として、中谷（1987）は夫・愛人殺し同様にきっかけは憤怒などの一時的な情緒的变化であると示した。しかし、その背景には加害者と被害者の折り合いが悪いことや被害者側の暴力を振るうなどの犯罪を誘発する行動がみられると示した。内山（2015）も子が親を殺す場合、親の暴力や抑圧から逃げたり、親から自立を阻まれたりしたためだと論じた。そのため、夫・愛人殺し同様に、期間の長短に関係なく、様々な身体的・精神的な疲れが積み重なるストレス体験ゆえに、殺人に至ると考えられる。

考察と今後に向けて

第一に、憤怒などの感情が殺人の原因として挙げられたが、女性殺人の背景には期間が多かれ少なかれ、既述したようなストレスと関係する何らかの出来事があったと考えられる。内山（2015）は、普通一気に殺人に至ることはないとしており、ブラックアウト状態で相手のことを殺害した場合にも、その背景にはぎりぎりまで我慢を続けている人の限界点を越えさせるようなラストストローな一言があると論じた。これは、Lazarus & Folkman（1984）が提唱したデイリーハッスルの考え方に類似している。Lazarus & Folkman（1984）は、ライフイベントのような日常生活においてめったに経験しない重大な出来事よりもデイリーハッスル（日常での苛立ち事）の方が心身への悪影響を考えるうえで重要であると主張している。また、個々の出来事から得るストレスは大きなものでなくとも、慢性化・状態化しやすく、鬱積して心身の不調の原因となりかねないと論じている。Lazarus & Folkman（1984）は、デイリーハッスルを心身の不調の原因として考えているが、殺人に至る女性が精神疾患や重大な心身の不調をストレスゆえに患っていないくとも、日々のストレスの積み重ねにより殺人という行動に至ると考えられる。また、心身の不調に限れば既述したように殺人に至った女性は躁うつ病率の高さが特徴的であるため、デイリーハッスルを基調としたストレス体験が女性を殺人に至らせると考えられる。

第二に、一口にストレスが原因といっても、それぞれの分類を照らし合わせる中で、子殺し、夫・愛人殺し、親・親族殺しでは積み重なる精神的なストレスは異なると考えられた。そのため、以下では上記の視点から女性殺人の予防法を提案する。

子殺しに関しては、様々な類型があり、それぞれの型で特徴があるものの、全ての分類に共通することとして、育児に対する不安や難しさがストレスとなり殺人に至ること、また、その背景として社会的に孤立していることが考えられた。そのため、育児に対する不安や難しさによるストレスが減る予防策、かつ社会から孤立せずに関係を保ち続けられる予防策が必要となる。その際、「地域子育て支援センター」の拡充が予防策になると考えられる。地域子育て支援センターは、1993年度に国の事業として創設され、2009年度時点で全国に3400センター以上あり、子育て支援のための地域の総合的拠点であり、無料相談や連携機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。また、子育て家庭への支援活動の企画や気軽に利用できる相談窓口、子育て支援サービスの調整、問題解決のための援助活動、子育てグループへの支援などの重要な役割を担っている。日本保育協会の「みんなであつなぐ子育て支援 地域におけ

る子育て支援に関する調査研究報告書」(2011)では、保育士に相談したり、他の母親と交流をしたりして、視野が広がり子育てにゆとりを持てるようになったこと、保護者(主に母親)にとっては親同士の交流・友達作り、気軽に相談できる、ストレスや不安の解消・リフレッシュ、情報交換、子どもの理解・親子関係改善に結びつくといったことが明らかになった。そのため、地域子育て支援センターは、子育てに対する不安や難しさからもたらされるストレスを減少させることができ、かつ地域内で母親が孤立しないように防ぐことができることが考えられる。しかし、「みんなでつながる子育て支援 地域における子育て支援に関する調査研究報告書」(2011)では、地域子育て支援センターの利用状況が少ない・偏りがある理由としてPR不足や人的・物的環境の不足があることも明らかになっている。そのため、今後より一層の量的拡充のみならず、質的な向上が求められる。

なお、嬰兒殺の数に関して守山(2018)は、中絶などにより出産が控えられたことや世間体を気にせず子を産む風潮がみられ、十分な養育環境にない状況で子が生まれて、嬰兒のまま殺されないまでも、育児を放棄し、あるいは虐待して、結局は死に至らず状況である児童虐待死の増加が現代版の子殺しの様相を呈していると論じた。そのため、上記の地域子育て支援センターを中心とした予防策のみならず、児童虐待からもたらされる子殺しに特化した予防策も重要である。その際、児童虐待の発生予防に寄与している“子育て世代包括支援センター”のさらなる拡充と質の向上が予防策として考えられる。子育て世代包括支援センターは、地域の繋がりの希薄化などにより、妊産婦などの孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するための相談支援などを行っている。また、2020年までに全国展開を目指すといった目標も掲げていたため、これからのより一層の量的拡充と、予防策として有効に働くものでなければならぬため、質の向上が求められる。

夫・愛人殺しに関しては、子殺しのように様々な分類に分かれていない。しかし、被害者となった者がもたらす愛情の縛れや経済的困窮状態、特に暴力的行為(DV)が加害者に追いかぶさり、それに対して離婚といった対処をしようとしてもできず、結果的に積み重なった精神的疲労感ゆえに殺人に至ると考えられた。そのため、DVゆえにおきる殺人の予防が夫・愛人殺しの予防策として考えられる。その際、既に取り組みされているDV防止法に基づく“配偶者暴力相談支援センター”の拡充かつ質の向上、また教育現場での心理教育が有効な予防策と考えられる。配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護を図るための業務を行う施設であり、都道府県は婦人相談所その他の

適切な施設において、相談または相談機関の紹介やカウンセリング、安全の確保及び一時保護、自立生活促進についての情報提供、助言などの機能を果たしている。また、市町村でも適切な施設において、支援センターの機能を果たすよう努めるものとされる。そのため、早期に支援センターなどに結びつく体制が構築されることは、最悪の事態である殺人に至ることを防ぐことができると考えられる。しかし、岩本ら(2019)はアンケート調査を通して、「DVを主訴とする場合の支援において一定程度の枠組みがあることが示されたが、市町村によるばらつきもあった」(22頁)としており、市町村格差の解消が進められる必要性を示した。そのため、質的な向上、つまり身近な場で安全に相談できる仕組みを設ける必要がある。しかし、「配偶者暴力相談センターにおける相談件数等(令和元年度)」(内閣府男女共同参画局, 2021)で示されているよう、相談件数は総数119,276件であり、その多くの割合は夫である男性が妻である女性に暴力を振るうといったものである。また、相談件数は多いものの、未だ上記で示したセンターやその他の施設にたどり着いていない人も想定される。そのため、教育現場で女性の援助要請能力を育むことが重要であると考えられる。内閣府(2009)は、男女間の暴力防止のために、学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行うことを重要視しており、全国各地でデートDVに関して行政や民間機関で協働してデートDVの予防啓発が進められている。しかし、日本でのDV防止教育プログラムは、2000年ごろにNPO法人アウェア(aware)などの民間団体により日本に導入されたデートDVを中心とした防止教育であり、夫婦間のDVに主眼を置いていない。中・高・大の学生であれば、デートDVに直面する可能性の方が遥かに高いと考えられるが、既述通り主なDVは夫婦間で生じており、すべてのDV被害者がデートDVを経験してから結婚するわけではない。そのため、結婚後におきてしまうDVがあることも念頭に置くならば、デートDVと夫婦間DVの違いや支援場所・方法の違いなどを教える必要性が隙間見え、それをするにより問題が起きたときの早めの行動をとるといったことに対する動機付けになると考えられる。

親・親族殺しは、夫・愛人殺しと類似しており、被害者となった親などからの暴力や圧力などに耐えきれず、身体的・精神的に疲れた末に殺人に至ると考えられた。そのため、女性が家庭内暴力や親の束縛から、つまり殺人の加害者にならないようにすることが、親・親族殺しを考える際には重要な視点となる。その際、教育現場での心理教育の推進や女性のための地域内でのサポートセンターの開設が有効な予防策と考えられる。現在、教育現場で行われている心理教育は大きく2つに分かれ、そ

れは対人スキルアップ・プログラムと特定問題（性教育、デートDV防止教育、自殺予防教育など）に関する心理教育であり、一次的援助サービスともよばれる。しかし、特定問題には親などからの暴力や圧力などに関する心理教育はなく、暴力や圧力の下にいる者は、問題対応状況にある場合にのみ援助がされる三次的援助サービスに含まれる。しかし、厚生労働省子ども家庭局の「児童虐待防止対策の取り組み状況について」（2018）で示されているよう、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察、近隣・知人、家族・親戚が多く、児童本人（18歳未満）から相談する人は少ないのが現状である。このことは、児童が児童相談所の存在を知っているか否かだけでなく、児童の援助要請能力の低さの現れであるとも考えられる。そのため、教育現場で児童相談所といった相談箇所の有無などを教えることによる援助要請力増進を図る心理教育の重要性が窺える。しかし、児童の間は親の暴力や圧力は児童相談所などに相談をすることで解決に結びつく可能性もあるが、児童といわれる期間を過ぎれば、暴力や圧力の下にいる多くの女性は親元を離れる可能性もあるが、そうでない女性もいる。また、暴力や圧力がなくとも既述したように被害者と加害者の折り合いがつかず、それが長引き殺人に至る女性もいるため、成人以降の暴力や圧力、その他の様々な親子関係などの問題を相談できる相談施設が必要と考えられる。しかし、現在の日本では親子関係などに関する相談施設は、地域子育て支援センターや児童相談所などであり、20歳以上の女性が相談できる施設は見当たらない。そのため、精神保健福祉センターの相談内容に成人後の親子関係などから引き起こされる難しさを相談できるようにしたり、それらを特別に扱う施設を地域に設けたりすることが重要となる。

最後に以上をまとめ、今後に向けた提案をいくつか提示したい。女性の殺人の特徴をみていく中で、被害者になる多くの割合は子や夫のような加害者と濃い関係にある者であり、加害者にはうつ病率が高いということが明らかになった。また、女性殺人の原因はストレスにあることが示唆された。さらに、子殺しと夫・親殺しでは被害者のストレス的体験が異なるため、両者のストレスの違いやそれに応じた予防法の必要性が垣間見えた。

子殺しの際は、子育て地域支援センターや子育て地域包括支援センターの拡充が主な予防法であり、それらを行うことにより子育てによる不安や難しさがもたらすストレスの減少と社会的孤立の緩和を促すことが可能と考え、女性自身のストレス減少に主眼を置いた。夫・愛人殺しの際は、配偶者暴力相談支援センターの拡充かつ質の向上、また教育現場での心理教育が主な予防法であり、それらを行うことにより夫からの暴力ゆえに生じる、つまり被害者である女性が加害者になる前段階で援

助に届くようにする、環境変化を図ることに主眼を置いた。親・親族殺しの際は、教育現場での心理教育の推進と地域内でのサポートセンター開設が主な予防法であり、教育現場での情報提供や相談施設を設けるといった環境変化に主眼を置いた。今後は、上記で提言した各分野における予防策が推し進められるよう、社会的なネットワークを構築するとともに、それらを促進・抑制する要因を見出す研究の構築がよりよい予防策を考案するために必要と考える。

なお、夫・愛人殺した親・親族殺しの背景には、加害者である女性が実は被害者であり、被害者であり続けることに対する困難さゆえに生じる殺人であると考えられた。そのため、夫や親などの殺人に関しては、殺人の原因となるDVや親からの暴力などを阻止することが求められ、女性殺人では被害者として扱われているが、実は被害者になる前は加害者であった人たちをどう取り扱うのかといったことも大きな課題となる。そのため、今後はDVなどの加害者である人に焦点を当て、彼らの暴力的行為に対する予防といった視点での研究の構築が必要になると考える。

引用文献

- Brenner, T., Breitenbach, M., Ditterick, W., Slisbury, E., & Voorhis, P. (2012). Woman's pathways to serious and habitual crime. *Criminal Justice and Behavior*, 39 (11), 1481-1508.
- 広瀬 勝世 (1952). 女子受刑者の精神医学的研究. *精神神経誌*, 54 (5), 47-70.
- 法務省 法務総合研究所 (編) (1992). 平成4年版犯罪白書（—女子と犯罪—）. <https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/33/nfm/mokuji.html> (2023年8月14日取得)
- 法務省 法務総合研究所 (編) (1997). 平成9年版犯罪白書（—日本国憲法施行50年の刑事政策—）. <https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/38/nfm/mokuji.html> (2023年8月14日取得)
- 法務省 法務総合研究所 (編) (2012). 女性と犯罪（動向）. https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00064.html (2023年8月14日取得)
- 法務省 法務総合研究所 (編) (2013). 平成25年版犯罪白書. <https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/60/nfm/mokuji.html> (2023年8月14日取得)
- 岩本 華子・増井 香名子・山中 京子 (2019). 市町村の女性相談窓口における支援の現状と課題：DVとDV以外の相談対応に着目して. *社会問題研究*, 68, 13-24.
- 岩井 宜子・渡邊 一弘 (2008). 女性殺人罪の量刑の変化. *専修法学論集*, 102, 1-27.

- 警察庁 (2003). 犯罪統計資料平成 14 年 1 月～12 月分 1 (前年同期比較). <https://www.npa.go.jp/toukei/keiji2/1-12.pdf> (2023 年 8 月 14 日取得)
- 警察庁 (2005). 犯罪統計資料平成 16 年 1～12 月分【確定値】. <https://www.npa.go.jp/toukei/keiji20/H16.1-12kakutei.pdf> (2023 年 8 月 14 日取得)
- 警察庁 (2016). 犯罪統計資料平成 21 年 1～12 月分【確定値】訂正版. https://www.npa.go.jp/toukei/keiji35/new_hanzai_21_teiseiyoku.htm (2023 年 8 月 14 日取得)
- 警察庁 (2017). 犯罪統計資料平成 28 年 1～12 月分【確定値】. https://www.npa.go.jp/toukei/keiji35/new_hanzai_28.htm (2023 年 8 月 14 日取得)
- 警察庁 (2019). 犯罪統計資料平成 30 年 1～12 月分【確定値】. https://www.npa.go.jp/toukei/keiji35/new_hanzai30.htm (2023 年 8 月 14 日取得)
- 警察庁 (2020). 犯罪統計資料平成 31 年 1 月～令和元年 12 月分【確定値】. https://www.npa.go.jp/toukei/keiji35/new_hanzai31.htm (2023 年 8 月 14 日取得)
- 警察庁 (2021). 犯罪統計資料令和 2 年～12 月分【確定値】. https://www.npa.go.jp/toukei/keiji35/new_hanzai002.htm (2023 年 8 月 14 日取得)
- 警察庁 (2023). 犯罪統計資料令和 4 年 1～12 月分【確定値】. https://www.npa.go.jp/toukei/keiji35/new_hanzai04.htm (2023 年 8 月 14 日取得)
- 小長井 賀与 (1985). 女性による殺人事例の研究—犯行後の更生過程も含めて. 更生保護と犯罪予防, 20 (2), 69-93.
- 厚生労働省子ども家庭局 (2018). 児童虐待防止対策の取組状況について. <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000349144.pdf> (2023 年 8 月 14 日取得)
- Lazarus, R.S., & Folman, S. (1984). Stress, appraisal, and coping. New York: Springer.
- 松下 正明 (編) (2006). 犯罪と犯罪者の精神医学. 中山書店.
- 守山 正 (2018). 親子間の葛藤—親殺し・子殺し. 日立財団「みらい」, 2, 1-19.
- 宮元 預羽 (2017). 介護殺人事件の被害者加害者の行動特徴より防止策を検討する. 長崎短期大学研究紀要, 28, 71-77.
- 内閣府男女共同参画局 (2021). 配偶者暴力相談支援センター相談件数等 (令和元年度分). https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2019soudan.pdf (2023 年 8 月 14 日取得)
- 内閣府男女共同参画局 (2009). 「男女間における暴力に関する調査」. https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h2103top.html (2023 年 8 月 14 日取得)
- 中谷 瑾子 (1976). 女子受刑者の刑事手続に関する (意識) 調査から見た女性犯罪と女性法曹の役割. 法學研究, 49 (1), 41-60.
- 中谷 瑾子 (1987). 女性犯罪. 立花書房.
- 日本保育協会 (2011). みんなでつながる子育て支援 地域における子育て支援に関する調査研究報告書. https://www.nippo.or.jp/research/2011.html#h23_c (2023 年 8 月 14 日取得)
- 佐藤 カツコ (1977). 母親による子殺しとその背景. 犯罪社会学研究, 2, 93-105.
- Schneider, H. J. (1986). Kriminologie. German: Verlag Walter de Gruyter press.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等保護事例の検証に関する専門委員会 (2018). 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について. https://www.niph.go.jp/h-crisis/wp-content/uploads/2018/08/20180831112028_content_11900000_000348286.pdf (2023 年 8 月 14 日取得)
- 田中 佑樹・齋藤 彩乃・神藤 彩子・門本 泉・嶋田 洋徳 (2016). 女性の犯罪に焦点を当てた研究の動向—「犯罪心理学研究」のレビュー. 犯罪心理学研究, 54 (特別号), 182-183.
- 内山 絢子 (2015). 面白いほどよくわかる犯罪心理学. 西東社.
- Wolfgang M.E. (1958). Patterns in criminal homicide. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.